

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課

旭川市水道局が発注する建設工事の下請契約からの社会保険等未加入建設業者排除等について

平素より、本市水道局発注の建設工事の適正な執行につきまして、ご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。国等の取組を踏まえ、本市水道局建設工事においても社会保険等未加入対策を推進するため、令和元年10月1日以降に公告する工事から、次のとおり社会保険等未加入建設業者との1次下請契約を原則禁止します。

また、これに併せて旭川市水道局建設工事請負契約約款を改正し、適用しますのでお知らせします。

1 社会保険等未加入建設業者の定義

「社会保険等未加入業者」とは、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を指します。

2 適用時期

令和元年10月1日以降において行われる入札公告等する全ての工事

3 事務手続

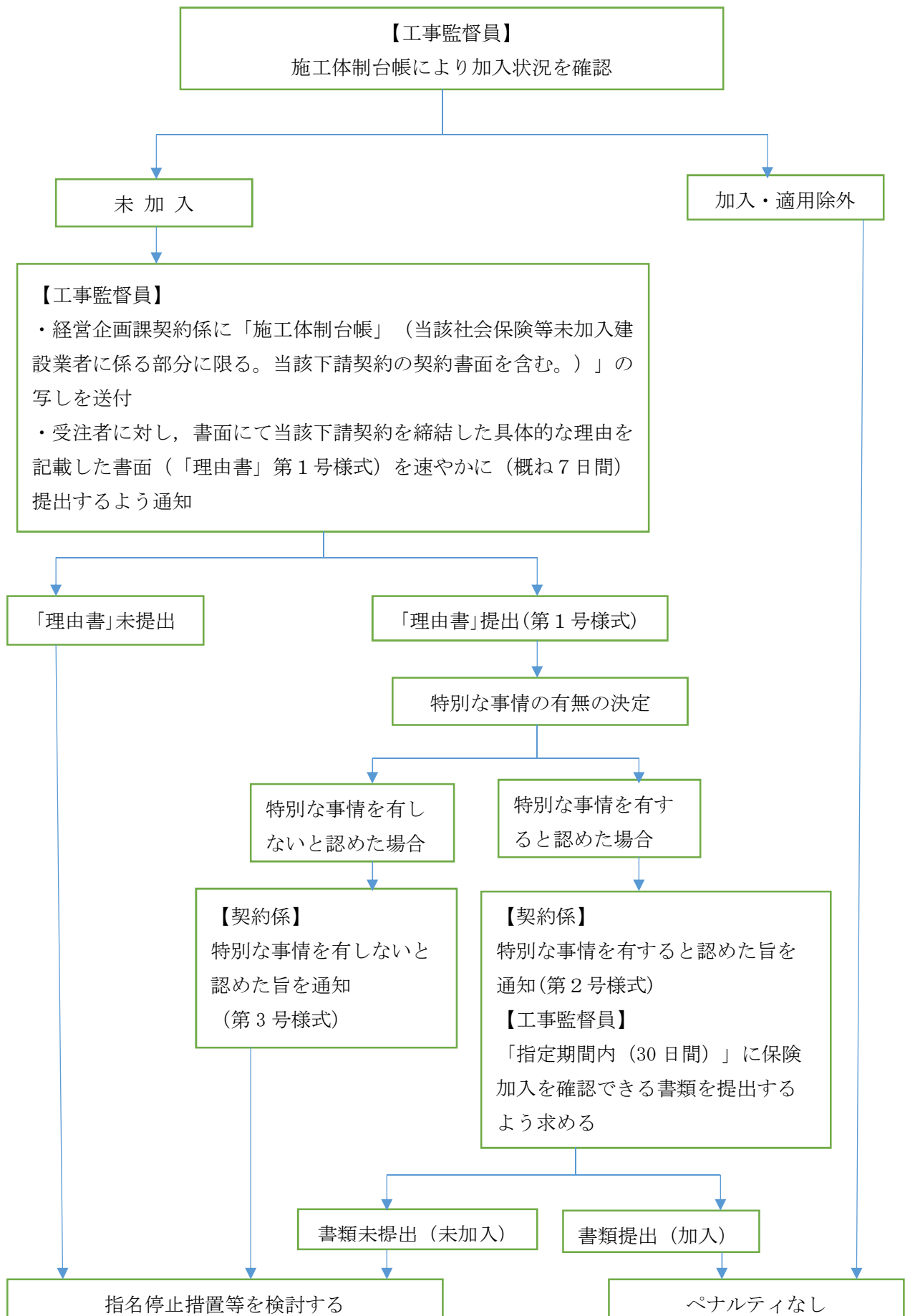
水道局は、受注者が下請業者を選定し、工事監督員に「下請人選定通知書」及び「施工体制台帳」を提出する際に、1次下請契約を締結した下請業者の各保険の加入状況を「施工体制台帳」で確認します。

社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合、受注者は具体的な理由を記載した理由書を提出する必要があり、理由書の提出がない場合や理由書によっても社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等特別な事情があると認められない場合は、受注者に対して入札参加資格の指名停止措置を検討することとなりますので、ご注意ください。（別紙「社会保険等未加入建設業者との下請契約（1次）禁止に係る事務手続フロー」のとおり。）

4 新旧対照表（旭川市水道局建設工事請負契約約款）

改正後	改正前
<p><u>（下請負人の健康保険等加入義務等）</u></p> <p><u>第7条の2 乙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</u></p> <p><u>（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p><u>（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p><u>（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。</u></p>	<p>（新設）</p>

社会保険等未加入建設業者との下請契約（1次）禁止に係る事務手続フロー



(第1号様式)

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした理由

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住 所

受注者 商号又は名称

代表者氏名 ⑩

工事名 _____

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した上記建設工事について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者名)」と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

理由 〇〇〇〇

(注) 下線部については、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

特別な事情	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主査	工事監督員
有							
無	/		経営企画課長	課長補佐	係長	主査	係
(特殊技術等に係る意見別添)							

(第2号様式)

令和 年 月 日

住 所

受注者 商号又は名称

代表者氏名

旭川市水道事業管理者

旭川市水道局建設工事請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情について

工事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のあった理由書を確認した結果、旭川市水道局建設工事請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、「(建設業者)」が、〇〇法〇〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、同約款第7条の2第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

(第3号様式)

令和 年 月 日

住 所

受注者 商号又は名称

代表者氏名

旭川市水道事業管理者

旭川市水道局建設工事請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情について

工事名 _____

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のあった理由書を確認した結果、旭川市水道局建設工事請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、同約款第7条の2第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

理由 〇〇〇〇

加入義務一覧

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	3保険
	-	役員等	-	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	-	事業主一人親方	-	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る
(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

■ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

■ : 個人の責任において加入するもの